

## 「雫石町スポーツ推進計画中間見直し(案)」に係るパブリックコメント実施要領

### 1 目的

「雫石町スポーツ推進計画」は、平成28年度にスポーツ基本法第10条に規定する地方スポーツ推進計画として、今後の町のスポーツ施策を総合的かつ計画的に推進するために策定に取り組んだ計画であり、幅広く住民の意向を反映させながら中間見直しをする必要がある。

については、雫石町スポーツ推進計画の重要性を鑑み、開かれた町政の推進に資するため、住民等に広く広報、広聴するための手段として、雫石町パブリックコメント制度実施要綱（平成16年雫石町告示第54号。以下「実施要綱」という。）に基づく手続により、住民等に当該計画の内容を幅広く周知し、計画中間見直し（案）に対する有益な意見等を求め、当該計画の意思決定の参考とするために実施するものである。

### 2 パブリックコメントの手法

実施要綱の規定に基づき実施する

### 3 パブリックコメントの概要

#### (1) 意見の募集期間

令和3年2月19日（金）から令和3年3月16日（火）まで

#### (2) 意見を提出できる方

町内に在住・通勤・通学している方、町内に事務所又は事業所等を有する法人・その他団体、町税の納税義務者、当該計画に利害関係を有する方

#### (3) 意見の提出方法

パブコメ意見書（任意でも可）に次の事項を記載又は入力の上、下記提出先に郵送、ファクシミリ、電子メール又は直接持参（生涯学習課）により提出

なお、意見を記録に残すという観点から、書面に残らない電話、口頭による意見の受付は行なわない。

※ 応募様式は「雫石町スポーツ推進計画中間見直し(案)に対するご意見・ご提案」を参照

#### 【記載内容】（必須）

- ① タイトル「雫石町スポーツ推進計画中間見直し(案)に対するご意見・ご提案」
  - ② 氏名又は名称
  - ③ 住所又は所在地
  - ④ 連絡先（電話番号、またはメールアドレス）
  - ⑤ 意見、提言等
- (5) 閲覧場所

資料の閲覧場所については役場1階総合案内窓口、健康センター、中央公民館、雫石公民館、御所公民館、御明神公民館、西山公民館に備え付け対応

(6) 意見に対する考え方の公表

提出いただいた意見については、類型化して一覧表にまとめ、町の考え方を付して町ホームページにおいて公表（個別には回答しない。）

また、提出していただいた意見の原稿は返却しない。

なお、提出していただいた意見については、雫石町個人情報保護条例(平成12年雫石町条例第2号)の規定により適正なる管理をする。

(7) 提出先

① 〒020-0595 岩手郡雫石町上曾根田114番地

雫石町中央公民館 生涯学習スポーツ課（生涯スポーツグループ）

ファクシミリ 019-692-6591

② 雫石町役場（1階ロビー）中央公民館、各地区公民館に備え付けている意見等回収箱に投函

※いずれの場合も令和3年3月16日（火）17時必着のこと

4 広報及び広聴の周知

パブリックコメントの実施を周知するにあたっては、町のホームページにおいて、周知を図ることとする。